

(目的)

第1条 この条例は、鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合にその者(死亡による退職の場合にはその遺族)に支給する。

2 職員以外の者のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令または条例もしくはこれに基づく規則により勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。第9条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(鯖江・丹生消防組合の休日定める条例(平成元年鯖江・丹生消防組合条例第4号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第9条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷または病気(以下「傷病」という。))による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第5条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(平13条例14・平18条例3・平22条例2・令2条例5・令5条例1・一部改正)

(遺族の範囲および順位)

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位または同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(平22条例2・追加)

(退職手当の支払)

第2条の3 この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条第2項の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により支払うことができる。

2 次条および第6条の5の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)ならびに第8条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職したものに對する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(平10条例1・平12条例6・平18条例3・一部改正、平22条例2・旧第2条の2繰下・一部改正)

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3までおよび第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(平18条例3・追加、平22条例2・旧第2条の3繰下)

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条または第5条の規定に該当する場合を除くほか退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(給料が日額で定められている者については給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部または全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額と

する。以下「給料月額」という。)にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

- 2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項ならびに第5条第1項および第2項において同じ。)または死亡によらずその者の都合により退職した者(第11条第1項各号に掲げる者および傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項および第6条の4第4項において「自己都合等退職者という。))に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(平18条例3・平22条例2・平27条例3・平27条例4・一部改正)

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))もしくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者またはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者の承認を得たものに限る。))または25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて、任命権者が定めるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)にその者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤務した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。))による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。))により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。))に対する退職手当の基本額について準用する。

(平13条例14・平18条例3・令5条例1・一部改正)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第5条 職制もしくは定数の改廃もしくは予算の減少により廃職もしくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が定めたもの、公務上の傷病もしくは死亡により退職した者または25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))もしくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者またはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者もしくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者の承認を得たものに限る。))に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、または定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。))に対する退職手当の基本額について準用する。

(平13条例14・平18条例3・令5条例1・一部改正)

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

- 第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。))以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。))における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以

下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことまたは第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間および第7条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたことまたは第11条第1項もしくは第13条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当および第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員または第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして管理者が定める在職期間

(平18条例3・追加、平22条例2・一部改正)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者および勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者の承認を得たものを除く。)のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者にあつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項および前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第5条第1項</u>	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
<u>第5条の2第1項第1号</u>	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
<u>第5条の2第1項第2号</u>	退職日給料月額に、	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額、
<u>第5条の2第1項第2号イ</u>	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、 <u>前3条</u> の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(平18条例3・旧第5条の2繰下・一部改正、令5条例1・一部改正)

(公務または通勤によることの認定の基準)

第5条の4 任命権者は、退職の理由となつた傷病または死亡が公務上のものまたは通勤によるものであるかどうかを認定するに当たつては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害または通勤により災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(平18条例3・旧第5条の3繰下)

(勸奨の要件)

第5条の5 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(平18条例3・旧第5条の4繰下)

(消防職員の退職手当の特例)

第5条の6 消防職員(消防司令補、消防士長、消防副士長または消防士である者をいう。以下同じ。)の退職手当については、地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)の施行日以後(以下本条において「施行日以後」という。)において消防職員として退職した者につき、第3条から第5条の3までの規定により計算した退職手当の額に、その者の給料月額に別表に掲げる在職年数(施行日以後において消防職員であつた期間に限る。)に応ずる同表の増加月数を乗じて得た額を加算するものとする。

(平18条例3・旧第5条の5繰下・一部改正)

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(平12条例6・平18条例3・一部改正)

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額および退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(平18条例3・追加)

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第6条</u>	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
<u>第6条の2</u>	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
<u>第6条の2第1号</u>	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
<u>第6条の2第2号</u>	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	および退職日給料月額	ならびに退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(平18条例3・追加)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条および第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職および通勤による傷病による休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間

のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。)
のうち管理者が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ
て当該各号に定める額(以下この項および第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものか
ら順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、
当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 5万9,550円
- (2) 第2号区分 5万4,150円
- (3) 第3号区分 4万3,350円
- (4) 第4号区分 3万2,500円
- (5) 第5号区分 2万7,100円
- (6) 第6号区分 2万1,700円
- (7) 第7号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第4号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規
定の適用については、その者は、管理者が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたもの
とみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難および責
任の度に関する事項を考慮して、管理者が定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定によ
り計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
- (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相
当する額
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付
す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平18条例3・追加、平22条例2・平27条例3・令5条例1・一部改正)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけ
るその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2
および前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年条例第13号)の規定による
給料表が適用される職員については、給料および扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この
基本給月額に準じて管理者が定める額とする。

(平18条例3・追加、平22条例2・一部改正)

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数によ
る。

3 職員が退職した場合(第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日または
その翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については引き続いて在職したものと
みなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(地方公務
員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由またはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しな
かつた期間については、その月数)を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員または国家公務員(国家公務員
退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と
総称する。)が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職
期間および職員が第18条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり引き続い
て職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となつたときにおける先の職員としての引き続いた在
職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むも
のとする。この場合においてその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、
前各項の規定を準用する。ただし、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けてい

るときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間が、その者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときはその端数を切り捨てる。))に相当する月数)はその者の職員としての引き続いて在職期間には含まないものとする。

- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間は6月以上1年未満(第3条第1項(傷病または死亡による退職に係る部分に限る。))、第4条第1項または第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては1年未満)の場合にはこれを1年とする。
- 7 前項の規定は前条または第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。
- 8 第9条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(平13条例14・平18条例3・平22条例2・一部改正)

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げるものに対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が、引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した日が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務した者 その職員となる前の引き続いて勤務した期間

(平12条例6・一部改正、平18条例3・旧第8条繰上)

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であつた者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(平18条例3・旧第9条繰上)

(予告を受けない退職者の退職手当)

第8条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条および第21条または船員法(昭和22年法律第100号)第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほかその差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(平18条例3・旧第11条繰上、平22条例2・旧第9条繰上)

(失業者の退職手当)

第9条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者をいう。以下この条において同じ。))にあつては、6月以上)で退職した職員(第5項または第7項の規定に該当する者を除く。))であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより管理者にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))に等しい日数(以下「待期日数」という。))を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
- (2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者とその者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。))を乗じて得た額

- 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員または職員以外のもので勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、または季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き

当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間または当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

- (1) 当該勤続期間または当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前職員等でなくなつた日以前の職員等であつた期間
 - (2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間
- 3 勤続期間12月以上(特定退職者にあつては、6月以上)で退職した職員(第6項または第8項の規定に該当する者を除く。)が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 4 第1項および前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない。
- 5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
- (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額
- 8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
- 9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定

による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項または第3項の規定による退職手当を支給する。

10 第1項、第3項または前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項または第3項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が、管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合

(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合

11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病または負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、または管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所または居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数および第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

13 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項または第11項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項または第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものと同みなされる日数に相当する日数分の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

15 第11項の規定は、第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項または第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)および第7項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第7項または第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。))について準用する。この場合において、第8項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16 偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項、第5項から第11項までおよび前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。

17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

(平7条例1・平12条例6・平13条例14・平16条例3・一部改正、平18条例3・旧第12条繰上、平19条例4・一部改正、平22条例2・旧第10条繰上・一部改正、平23条例2・平27条例3・平28条例10・平29条例4・令5条

(定義)

第10条 本条から第17条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。次条から第17条までにおいて同じ。)の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

(平22条例2・追加)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務および責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容および程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度ならびに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職またはこれに準ずる退職をした者

- 2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を告示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(平22条例2・全改、令2条例2・一部改正)

(退職手当の支払の差止め)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたときまたは退職手当管理機関がその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容および程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至つたとき。

- 3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を継承した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 5 第1項または第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合にお

いて、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。)または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項または第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第9条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項または第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。)において、当該退職をした者が既に第9条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項および第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(平22条例2・全改、平28条例5・令5条例1・一部改正)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職等処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第11条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第1項第3号または前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第11条第2項および第3項の規定は、第1項および第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項または第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(平22条例2・追加、令5条例1・一部改正)

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事

情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第3項、第6項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条および第16条において「失業手当受給可能者」という。))であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条および第16条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第9条第1項、第5項または第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 第11条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(平22条例2・追加、令5条例1・一部改正)

(遺族の退職手当の返納)

第15条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第11条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第11条第2項ならびに前条第2項および第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(平22条例2・追加、令5条例1・一部改正)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第14条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までに同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第14条第4項または前条第2項の規定による意見の聴取を行う旨の通知を受けた場合において、第14条第1項または前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までに同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第12条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められ

ることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続または遺贈により取得をしたまたは取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況および当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第11条第2項ならびに第14条第2項および第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

(平22条例2・追加、平27条例3・令5条例1・一部改正)

(退職手当審査会)

第17条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、管理者の附属機関として退職手当審査会を置く。

- 2 退職手当管理機関は、第13条第1項第3号もしくは第2項、第14条第1項、第15条第1項または前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。
- 3 退職手当審査会は、第13条第2項、第15条第1項または前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者または退職手当管理機関にその主張を記載した書面または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述または鑑定を求めることその他必要な調査を行うことができる。
- 5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 退職手当審査会の組織および委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、管理者が別に定める。

(平22条例2・追加)

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第18条 職員が退職した場合(第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日またはその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。

(平18条例3・旧第15条繰上、平22条例2・旧第13条繰下・一部改正)

(委任)

第19条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(平13条例14・一部改正、平18条例3・旧第16条繰上、平22条例2・旧第14条繰下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。
- 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鯖江・丹生消防組合条例第5号。以下「条例第5号」という。)附則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までおよび附則第8項から第15項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条ならびに附則第2項」とする。

(平16条例3・平18条例3・平22条例2・平25条例1・平29条例4・令5条例1・一部改正)

- 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第5号附則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項または第5条の2および附則第10項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
(平16条例3・平18条例3・平25条例1・令5条例1・一部改正)
- 4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第5号附則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条または附則第9項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
(平18条例3・令5条例1・一部改正)
- 5 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定(平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で管理者が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額および同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして管理者が定めるものについては、この限りでない。
(平18条例3・追加)
- 6 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「
イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、管理者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)
- 」とする。
-
- (平29条例4・追加、令2条例2・令5条例1・令7条例6・一部改正)
- 7 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至つた場合には、当分の間その者を同項の職員とみなして条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。
(令2条例5・追加)
- 8 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および第4条第1項または第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または附則第8項」とする。
(令5条例1・追加)
- 9 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者および第5条第1項または第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または附則第9項」とする。
(令5条例1・追加)
- 10 鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例附則第5項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
(令5条例1・追加)
- 11 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者の承認を得たものに対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年(鯖江・丹生消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年鯖江・丹生消防組合条例第1号)第1条による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の定年等に関する条例(昭和60年鯖江・丹生消防組合条例第1号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。)第3条に規定する年齢をいう。))に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(令和5年旧職員定年条例第3条に規定する年齢をいう。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
(令5条例1・追加)

12 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者の承認を得たもの(令和5年旧職員定年条例第3条に規定する年齢をいう。)に対する第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」とする。

(令5条例1・追加)

13 当分の間、第5条第1項に規定する者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))およびこれに準じる他の法令の規定により退職した者ならびに法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「係る定年」とあるのは「係る定年(令和5年旧職員定年条例第3条に規定する年齢をいう。)」と、「15年を」とあるのは「10年を」とする。

(令5条例1・追加)

14 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち職制もしくは定数の改廃もしくは予算の減少により廃職もしくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が定めたものおよび公務上の傷病もしくは死亡により退職した者であって改正前定年(令和5年旧職員定年条例第3条に規定する年齢をいう。以下同じ。)に達する日前に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「令和5年旧職員定年条例第3条に規定する年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(令5条例1・追加)

15 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち職制もしくは定数の改廃もしくは予算の減少により廃職もしくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が定めたものおよび公務上の傷病もしくは死亡により退職した者であって改正前定年に達した日以後に退職したときにおける第5条の3および第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(令5条例1・追加)

附 則(昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和48年条例第5号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和47年12月1日(以下「適用日」という。)以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第7条第4項の規定は、昭和48年5月17日(以下「法施行日」という。)以後の退職による退職手当について適用する。

3 適用日に在職する職員のうち、適用日以後の新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

(平16条例3・平18条例3・平25条例1・平29条例4・一部改正)

4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項または新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

(平16条例3・平18条例3・平22条例2・平25条例1・一部改正)

5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

(平16条例3・平18条例3・平25条例1・一部改正)

6 適用日から公布の日の前日までの期間内に退職した者(当該退職が死亡による場合には、その遺族)に改正前の鯖江・丹生消防組合条例の規定により支給された退職手当は、新条例の規定およびこの附則の規定による退職手当の内払とみなす。

附 則(昭和50年条例第4号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第12条の規定は、昭和50年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

3 適用日前の期間に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 適用日前に退職した職員のうち、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する新条例第12条の規

定の適用については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新条例第12条第1項および第3項の規定の適用については、同条第1項中「当該1年の期間内」とあるのは、「昭和50年4月1日から当該退職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。
- (2) 新条例第12条第1項第2号に規定する基本手当の日額が旧条例第12条第2項に規定する失業保険金の日額を上回る者であつて、当該退職の日から適用日の前日までの間の日数が同項に規定する除して得た数に等しい日数に満たないものに係る新条例第12条第1項に規定する待期日数については、旧条例第12条第2項に規定する失業保険金の日額に同項に規定する除して得た数に等しい日数のうち適用日以後の日数を除して得た額を新条例第12条第1項第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨て)に相当する日数とする。
- (3) 新条例第12条第1項または第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第12条第1項、第2項または第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当(同条第7項第3号の規定により支給することができる退職手当および前項の規定によりなお従前の例によることとされる適用日前の期間に係る退職手当を含む。)の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。
- (4) 新条例第12条第4項から第6項までおよび第7項第1号の規定は、適用しない。
- (5) 旧条例第12条第6項または第7項第1号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業訓練等は、新条例第12条第7項第2号または第8項第1号の例に準じて管理者が指示した公共職業訓練等とみなす。
(平29条例4・一部改正)

5 適用日以後この条例の施行の日の前日までの期間に係る旧条例第12条の規定により支払われた退職手当は、新条例第12条の規定による退職手当の内払いとみなす。

附 則(昭和56年条例第2号)

- 1 この条例は、昭和57年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第5項(同条例附則第6項または第7項において例による場合を含む。)および同条例附則第6項の規定の適用については、昭和57年1月1日から同年12月31日までの間においては同条例附則第5項中「100分の110」とあるのは「100分の117」と、同条例附則第6項中「38年」とあるのは「40年」とし、昭和58年1月1日から同年12月31日までの間においては、同条例附則第5項中「100分の110」とあるのは「100分の113」と、同条例附則第6項中「38年」とあるのは「39年」とする。

附 則(昭和60年条例第2号)

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則(昭和60年条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の期間に係るこの条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 施行日以前に退職した職員のうちこの条例の施行の際現に旧条例第12条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関するこの条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第12条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 新条例第12条第1項または第3項の規定による基本手当の日額に相当する退職手当の額については、なお従前の例による。
 - (2) 新条例第12条第1項または第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第12条第1項または第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当(同条第10項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当および前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。)の日数を減じた日数に相当する日数分を限度とする。
 - (3) 新条例第12条第7項または第8項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。
 - (4) 雇用保険法第19条第1項(同法第37条第9項において準用する場合を含む。)および同法第33条第1項(同法第40条第3項において準用する場合を含む。)の規定に関しては、新条例第12条第1項中「雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号。以下「昭和59年改正法」という。)附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第3項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、同条第9項中「同条の規定による基本手当の支給の条件」とあり、および同条第10項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第7項および第8項中「同法の規定による特例一時金の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第7条に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。
 - (5) 新条例第12条第4項から第6項までの規定は適用しない。

- 4 前2項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する昭和59年8月1日から施行日の前日までの間における旧条例第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号)による改正前の雇用保険法(以下「旧雇用保険法」という。)」と、同項第2号ならびに同条第3項から第8項までの規定、第12項および第13項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 5 施行日前に職員等(旧条例第2条第1項に規定する職員、同条第2項の規定により職員とみなされる者およびこれらの者以外の者であつて職員について定められている勤務時間以上勤務することとされているものをいう。以下同じ。)となり、かつ、その職員等となつた日における年齢が65年以上であつた者であつて、引き続き職員等として在職した後、施行日以後に勤続期間6月以上で退職したもの(退職の際職員または同項の規定により職員とみなされる者であつた者に限る。)については、新条例第12条第5項または第6項中「同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号)附則第2条第2項の規定により雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者となつたものとみなされる者」と読み替えて、これらの規定を適用する。
- 6 附則第2項から第4項までの規定にかかわらず、施行日前に退職した職員が昭和59年8月1日以後に安定した職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第54号)附則第9条に規定する再就職手当の支給の例により新条例第12条第11項第3号の2に掲げる再就職手当に相当する退職手当を支給する。
- 7 附則第2項から第4項までおよび前項の規定にかかわらず、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第12条の規定により退職手当を受けることができる者の退職手当(一般の退職手当等を除く。)の額は、規則で定めるところによる。
- 8 昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に旧条例第12条の規則により支払われた退職手当は、前項の規定による退職手当の内払とみなす。
- 9 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(昭和63年条例第1号)

- 1 この条例は、昭和63年3月31日から施行する。
- 2 改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第5条の4の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う勧奨について適用し、新条例第14条第3項および第14条の2の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 3 鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鯖江・丹生消防組合条例第5号。以下「条例第5号」という。)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として、改正前の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第3条から第5条までおよび第6条、この条例による改正前の条例第5号附則第3項から第5項までの規定により計算した場合の退職手当の額が新条例第3条から第5条の2までおよび第6条、この条例による改正後の条例第5号附則第3項から第5項までの規定による退職手当の額より多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則(平成元年条例第7号)

- 1 この条例は、平成2年1月7日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項および第12条第2項の規定は、平成2年1月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に在職する職員であつて給料が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2までおよび第6条または鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鯖江・丹生消防組合条例第5号)附則第3項から第5項まで(以下「条例第5号附則」という。)の規定による退職手当の額が、改正後の条例第3条から第5条の2までおよび第6条または条例第5号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則(平成3年条例第2号)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定は、平成3年4月1日以後の期間における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

附 則(平成4年条例第5号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例第2条第2項、第3条第2項、第4条第2項、第5条第1項および第2項、第5条の5第1項ならびに第7条第4項の規定は、平成3年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則(平成4年条例第7号)抄

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成4年規則第9号で平成5年1月1日から施行)
(鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第2条第2項および第12条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日に在職する職員であつて給料が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた附則第2項の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで、第5条の5および第6条または鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鯖江・丹生消防組合条例第5号)附則第3項から第5項まで(以下「条例第5号附則」という。)の規定による退職手当の額が、附則第2項の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の2まで第5条の5および第6条または条例第5号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則(平成7年条例第1号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第14条の2の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則(平成12年条例第6号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職した職員に係る失業者の退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号)第1条の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用され、同項の任期または同条第2項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員(前項に規定する職員を除く。)に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例附則第2項および第3項の改正規定ならびに第2条の規定は、平成16年3月1日から、附則第11項の規定は、平成17年1月1日から施行する。
(失業者の退職手当に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職した職員に係る第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第12条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から第5項までに定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 新条例第12条第11項第4号および第14項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第11項第4号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対する第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条第11項第3号の2および第4号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした偽りその他の不正行為によつて新条例第12条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部もしくは一部を返還することまたはその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。

- 5 新条例第12条第16項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告または証明をした事業主または職業紹介事業者等(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条の4第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。)に対して適用し、同日前に偽りの届出、報告または証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第12条第16項の規定による失業者の退職手当の返還または納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。
- 6 前4項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間における旧条例第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成15年法律第31号)による改正前の雇用保険法(以下「旧雇用保険法」という。)」と、同項第2号ならびに同条第3項、第5項から第11項までの規定、第15項および第16項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 7 附則第2項、第3項および前項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第12条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。
- 8 平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成15年5月1日から施行日までの間に旧条例第12条の規定により支払われた退職手当は、前項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。
(退職手当の支給率の改正に伴う経過措置)
- 9 平成16年3月1日から平成16年12月31日までの間における新条例附則第5項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第6条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。
- 10 平成16年3月1日から平成16年12月31日までの間における第2条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項(同条例附則第4項または第5項においてその例によることとされる場合を含む。)および同条例附則第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「第5条の2まで」とあるのは「第5条の2までおよび第6条」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」と、同条例附則第4項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下」と、同条例附則第5項中「および第5条の2」とあるのは「、第5条の2および第6条」とする。
- 11 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
(平18条例3・平25条例1・一部改正)
(規則への委任)

12 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(平成18年条例第3号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。))の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条および附則第2項から第4項まで、附則第7条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第5号。以下この条および次条において「条例第5号」という。)附則第3項から第5項までならびに附則第8条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年条例第3号。以下この条および次条において「条例第3号」という。)附則第11項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年または44年の者であつて、傷病もしくは死亡によらずにその者の都合によりまたは公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第2項の規定により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病または死亡によらずにその者の都合により退職したものおよび37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3までおよび第6条から第6条の5までならびに附則第2項から第4項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第5号附則第3項から第5項までならびに条例第3号附則第11項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 職員のうち新条例第7条第5項の規定により新条例第5条の2第2項第2号から第4号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における

当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として管理者が定める額」とする。

(平22条例2・平25条例1・平29条例4・一部改正)

第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで、第6条および附則第2項から第4項まで、附則第7条の規定による改正前の条例第5号附則第3項から第5項までならびに附則第8条の規定による改正前の条例第3号附則第11項の規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもつてその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として管理者が定める額」とする。

第4条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第3号)附則第2条第1項に規定する施行日以後の期間に限る。)」とする。

第5条 新条例第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間(	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間(
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

第6条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年条例第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年条例第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成19年条例第4号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条および附則第3条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第10条第1項および第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

第3条 第2条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第10条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

附 則(平成22年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鯖江・丹生消防組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年鯖江・丹生消防組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成23年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この項において同じ。)であつた者であつて、退職の日が施行日前であるものおよび施行日の前日において職員であつて、施行日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第9条第7項および第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成25年規則第1号で平成25年4月1日から施行)

(鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下この条において「新退職手当条例」という。)附則第2項(新退職手当条例附則第4項および第3条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第11項においてその例による場合を含む。)および第6項の規定の適用については、新退職手当条例附則第2項中「100分の87」とあるのは、この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

(平25条例4・一部改正)

第3条 第2条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項(同条例附則第5項においてその例による場合を含む。)および第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

(平25条例4・一部改正)

第4条 第4条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

(平25条例4・一部改正)

附 則(平成25年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第3号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第4号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第5号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第10号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 退職職員(退職した鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第9条第5項または第6項の勤続期間を計算する場合における鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項および次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零))」とする。

第3条 新条例第9条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下この条および第5条において「旧条例」という。)第9条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第9条第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。)について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第4条 新条例第9条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第9条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第9条第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者(施行日以後に新条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。)に対する鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第9条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成29年条例第4号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例(以下この条および次条において「新条例」という。)第9条第10項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。次条において同じ。)であつて鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第9条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当または同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わつた日が施行日以後であるものについて適用する。

第3条 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)(以下この条において「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体または改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第9条第11項(第5号に係る部分に限り、鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第9条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が施行日以後である場合について適用する。

附 則(令和2年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第1号)抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条中鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第2条第2項、第9条第2項の改正規定および附則第10条の規定は、公布の日から施行する。
- (鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第13条 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項もしくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))または第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。
- 2 改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第2条第2項および第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- (令7条例6・一部改正)
- 附 則(令和7年条例第6号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第9条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。))の規定は、退職職員(鯖江・丹生消防組合職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者含む。))をいう。以下この項において同じ。)であってこの条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以降に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

別表

在職年数	増加月数	在職年数	増加月数
1	0.07	21	1.22
2	0.12	22	1.30
3	0.17	23	1.38
4	0.21	24	1.48
5	0.26	25	1.57
6	0.31	26	1.68
7	0.36	27	1.78
8	0.41	28	1.89
9	0.46	29	2.01
10	0.51	30	2.14
11	0.57	31	2.27
12	0.62	32	2.40
13	0.68	33	2.55
14	0.73	34	2.70
15	0.80	35	2.86
16	0.86	36	3.04
17	0.92	37	3.21
18	0.99	38	3.40
19	1.06	39	3.60
20	1.14	40	3.81